

## 道路（市道）占用申請書の提出における注意事項

### 適用条項

#### 道路法（抜粋）

（道路の占用の許可）

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- (3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
- (7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

### 許可期間

一般的なもの	3年以内
公共的なもの	10年以内（市長が特に認めるもの）

提出書類（提出部数 正・副の2部：許可書と共に1部返却します。）

申請書	既定のものを使用する。
案内図	縮尺1/2,500以上の案内図
公図写し	占用箇所を <b>朱色</b> で明示する。
平面図	求積を入れる（官民境界線を入れること。）
断面図	官民境界を明示する。
写真	2方向程度から遠景近景を撮影し朱色で占用箇所を明示する。
交通規制図	片側交互通行及び全面通行止めの場合は添付する。 なお、全面通行止めの場合は区長の承諾書も必要とする。

その他 連絡先（申請者・代理人の電話番号）を必ず記入すること。